

静岡市設計変更事務取扱要領

(目的)

- 1 この要領は、設計変更の決定及び契約変更の取扱いについて必要な事項を定めて事務の合理化を図ろうとするものである。

(設計変更の定義)

- 2 この要領において設計変更とは、静岡市建設工事執行規則第30条から第32条までの規定により原設計を変更することをいい、契約変更の手続の前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することを含むものである。

(設計変更の基本原則)

- 3 設計変更に伴う契約変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合、又は止むを得ない場合のほかこれを行うことができない。

(設計変更の基準)

- 4 設計変更を行う基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 条件変更に伴う処理によるもの
- (2) 発注後発生したもので、次に掲げる外的条件によるもの
 - ア 天然現象その他の不可抗力によるもの
 - イ 他事業との関連によるもの
- (3) 発注時において確認困難なもので、次に掲げるもの
 - ア 推定岩盤線の確認によるもの
 - イ 地盤支持力の確認によるもの
 - ウ 土質の確認によるもの
 - エ 地下埋設物等によるもの
 - オ その他確認が困難であったもの

- (4) 予算処理に基づくもの

(設計変更の手続)

- 5 設計変更の手続は、次の各号に定めたとおりとする。

- (1) 設計変更の必要が生じたときは、監督員は、その変更内容を掌握し、予算を確認したうえ、設計変更指示書（別紙様式）により、所管の部長の承認を得て行うものとする。

ただし、重要な設計変更については所管の局長の、軽微な設計変更については所属長の承認を得て行うものとする。

- (2) 前号の重要な設計変更とは、当該工事の設計金額が3億円以上のもの（変更設計金額が一度でも3億円以上となったものを含む。）をいう。
- (3) 第1号の軽微な設計変更とは、次の各号に掲げる全ての要件をみたすものをいう。
 - ア 重要な設計変更でないもの
 - イ 構造、工法、位置及び断面等の変更で重要でないもの
 - ウ 変更見込額が請負代金の10%以内のもの

エ 請負代金が5千万円未満の場合変更見込額が300万円を、請負代金が5千万円以上の場合変更見込額が500万円を超えないもの

(4) 第1号の場合において、その設計変更の内容が、次のいずれかに該当するときは、設計変更指示書を作成する前に所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

ア 変更による増減額が100万円を超えるとき。

イ 計画の変更又は工法の変更が重要な内容であるとき。

ウ 国庫補助事業の変更をしようとするとき。

エ 設計変更後の契約額が1,000万円を越える見込みのあるとき。

(設計変更による契約変更の範囲)

6 変更見込額が請負代金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが特に困難なものを除き原則として別途の契約をするものとする。なお、別途の契約によることができない場合は、設計変更指示書を作成する前に、その理由について所属部長の承認を得なければならない。

(契約変更の手続)

7 契約変更の手続は、次の各号に定めたとおりとする。

(1) 設計変更に伴う契約変更の手続は、変更執行伺(変更支出負担行為)により、その必要が生じた都度行うものとする。ただし、軽微な設計変更については、工事完成のときまでに行うことができるものとする。

(2) 第1号の規定により設計変更の決定をしたときは、工事担当課長は変更契約を契約担当課長に依頼しなければならない。

(変更契約金額の算定方法)

8 設計変更に伴う変更契約金額の算定は、次に定めたとおりとする。

$$\text{変更工事価格} \times \frac{\text{変更前の契約金額}}{\text{変更前の請負工事費}} = \text{変更落札額 (1,000円未満切り捨て)}$$

$$\text{変更落札額} \times (\text{消費税率} + \text{地方消費税率}) = \text{消費税及び地方消費税相当額}$$

(1円未満切り捨て)

$$\text{変更落札額} + \text{消費税及び地方消費税相当額} = \text{変更契約金額 (1円未満切り捨て)}$$

※ 計算は前乗後除による。

(部分払)

9 軽微な設計変更により契約変更が工事完成のときとなる場合の部分払金の算定は、原設計による契約金額とする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

設 計 変 更 指 示 受 領 書 (回)			
工 事 名		工 事 箇 所	静岡市 地内
請負代金額	円	工 期	着手 年 月 日
			完成 年 月 日
変更見込額	円	増減	指示年月日
変更見込額 累 計	円	増減	受 注 者
変更後予定 請負代金額	円	監 督 員 所属職氏名	
指示内容			
<p>上記内容について、本指示書とは別に変更請負契約書を取り交わすものとする。</p>			
<p>変更指示書を受領しました。 受注者 住 所 年 月 日 氏 名</p>			

1 この書類は、工事変更設計書へ添付すること。

別紙様式 その2 (受注者用)

設計変更指示書 静岡市長 氏 名 印			
工 事 名		工 事 箇 所	静岡市 地内
請負代金額	円	工 期	着手 年 月 日
			完成 年 月 日
変更見込額	増減 円	指示年月日	
変更見込額 累 計	増減 円	受 注 者	
変更後予定 請負代金額	円	監 督 員 所属職氏名	
指示内容			
<p>上記内容について、本指示書とは別に変更請負契約書を取り交わすものとする。</p>			